岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和6年岩手県監査委員告示第17号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとお り公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王 岩手県監査委員 川 村 伸 浩 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県林業技術センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年1月4日から同月31日まで
 - (2) 本監査実施日 令和6年2月13日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年4月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないも	当該備品について、保管状況を確認した。現在使用されて
のがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	おらず、今後も使用の見込みがなく、耐用年数が超過してい
	たことから、廃棄処分手続を実施することとした。
	これまで、払出先職員だけで備品確認を行っていたが、今
	後は、企画総務部の職員との複数体制で確認作業を実施し、
	再発防止に努めることとした。
	また、重要物品については、確認の時点で画像データを作
	成し、備品管理一覧表と併せて管理することで、再発防止に
	努めることとした。